

条例に基づく基本計画について

○当該条例に掲げる、人権教育、啓発・広報、相談対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して、次期男女共同参画基本計画及び実施計画に取組を位置づけ、総合的かつ計画的に実施していきます。

○今年度内に、第3次三重県男女共同参画基本計画と実施計画を策定する予定であり、第3次三重県男女共同参画基本計画は、当該条例に基づく計画としても位置付け（計画に明記し）、毎年の計画のPDCAは男女審共同参画審議会で開催するとともに、議会へ年次報告を行います。

○今後、具体的な取組については、基本計画（男女共同参画計画・実施計画）で位置づけるなど、検討していきます。

○基本計画（男女共同参画計画・実施計画）以外の県の個別計画等においても改定時期などを捉え、今後、条例の趣旨を反映していく予定です。

◆第3次基本計画

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と主旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 計画策定の方向性

- 新 1 国内外の情勢
- 新 2 三重県の動向
- 新 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括
- 4 計画の目標

第3章 施策体系と施策内容

- 1 計画の体系
- 2 計画の重点事項
- 3 計画の体系図
- 4 施策の内容

I 職業生活における女性活躍の推進

I-I 雇用等における女性活躍の推進

- 1 女性の参画拡大に向けた企業等への支援
- 2 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現
- 3 誰もが能力を發揮できる環境の整備
- 4 女性の再就職支援

I-II 自営業における女性活躍の推進

- 1 農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進
- 2 農林水産業における女性の能力發揮に向けた環境の整備
- 3 起業家及び経営者等に対する支援

I-III 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

- 1 多様なニーズに対応した子育て支援
- 2 男性の育児参画の推進
- 3 介護を支援する環境の整備

II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- 1 県の審議会等委員への女性の参画
- 2 県における女性職員等の登用
- 3 市町等への働きかけ

II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- 1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
- 2 学校等における教育の推進
- 3 生涯を通じた学習機会の充実

III 誰もが安心して暮らせる環境の実現

III-I 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備

- 1 自立のための支援
- 2 多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備
- 3 女性をはじめ多様な視点に立った防災・減災活動の推進

III-II 家庭・地域における活動の推進と健康の支援

- 1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
- 2 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
- 3 性と生殖に関する健康支援の充実

III-III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- 1 関係機関の連携による支援体制等の整備
- 2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進
- 3 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

第4章 計画の推進

- 1 県の推進体制の充実と率先実行
- 2 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等
- 3 市町、高等教育機関、企業・団体等との協創
- 4 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例(仮称)」の制定を契機に取組を充実

(4)「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例(仮称)」に基づく計画

(3)多様な性的指向・性自認等の理解促進に関する取組

【今後の課題】「…条例」の制定を契機に、啓発等の取組強化や当事者等への支援を充実していく必要

特に、多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組を重点的に推進し、性を理由として生じる様々な課題の解消を図る

条例に基づく計画部分を★で表記
重点事項4 多様な性的指向・性自認等に関する社会の理解に向けた取組の推進

③ あらゆるハラスメントのない職場づくり

① 性別による固定的役割分担にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、広報・啓発活動

① 男女共同参画や多様な性的指向・性自認等に関する教員等への研修等
② 児童生徒が男女共同参画や多様な性的指向・性自認等についての理解を深めるための教育を推進

① 県民が生涯を通じて、地域で男女共同参画や多様な性的指向・性自認等について学習できるよう、その機会を充実
② 男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するため、様々な学習の機会を提供

④ ひとり親家庭や生活困窮者等に対する生活支援や経済的支援等

① 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるよう、県民の理解や行動につながる取組を展開
② すべての人が互いに認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進
④ 多様な性的指向・性自認等に関する社会の理解を深めるため、県民への啓発等、パートナーシップ制度の導入(導入の場合)や当事者等への相談対応等
⑤ 性的指向・性自認に関わらず、安心して学び、働く環境づくりに向け、関係機関と連携し、学校や事業者等への啓発や相談等にかかる支援。県の施策における性の多様性への配慮

② 避難所運営等に女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう、市町等に対する支援

① 児童生徒や学生が、性や妊娠・出産に関する正しい知識等を習得し、ライフデザインを考えるきっかけとなる機会を提供

※暴力等への取組は全般において多様な性への配慮を要するため、全て該当としている

① 三重県男女共同参画推進会議や三重県ダイバーシティ社会推進本部を活用し、県のあらゆる施策に男女共同参画や多様な性的指向・性自認に関する視点の反映
③ 男女共同参画や多様な性的指向・性自認に関する県の施策について、相談体制を明確にし、県民からの意見や苦情等への適切な対応

① 県の男女共同参画を進める拠点
② 男女共同参画を推進するための多様な研修学習の機会を通じ、人材の育成を図るとともに、参画・交流の機会を創出し、県民の意識の醸成
③ 相談者が性別等にとらわれず自分らしく生きていくために、さまざまな悩みや問題について相談対応

※多様な性の関連事業・・・★

(1) 三重県LGBT等、性の多様性に言及のある計画、指針等について

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画名等 | みえ県民カレッジ第三次行動計画（総合計画） ＜第1編 第1章 第二次行動計画総括と今後の課題＞ ○「ダイバーシティ」の中で、「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」を策定し、ダイバーシティの考え方の浸透に取り組んでいることについて記載。 「第2編 施策 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進」 ○多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図ることを記載。 |
| 計画名等 | ダイバーシティみえ推進方針 |
| 言及内容 | ○ダイバーシティ社会の実現をめざして取り組むための決意表明として策定した推進方針で、ダイバーシティには、男女共同参画や障がい者差別解消、性的指向・性自認への理解等も含まれている。 |
| 計画名等 | 第2次三重県男女共同参画基本計画及び第二期実施計画 |
| 言及内容 | ○学校等における男女共同参画教育の推進として、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人びとに対する理解を深めるための教育の推進を記載。 ○自立のための生活支援として、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人びとに対する支援につながるよう、啓発や相談を行うことを記載。 |
| 計画名等 | ○第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン |
| 言及内容 | ＜人権施策 410 さまざまな人権課題（性的指向・性自認に関する人権）＞ ○性的指向・性自認に関する人権の国内外の状況や現状と課題に言及。多様な性的指向や性自認について、さまざまな問題の解消に向け、現状と課題認識のための取組を行うとともに、国の動向等を注視しながら課題解消に向けた取組について検討し、実施していくことを記載。 ○性的指向や性自認が多様であることへの理解と認識を深めるため、県民への啓発や研修、児童生徒の学習の充実を図ることを記載。 ○性的指向・性自認に関する人権相談に的確に対応できるような関係相談機関の連携を図るとともに、相談窓口の周知を行うことを記載。 |

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画名等 | 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画 ○計画改定のポイントにおいて、多様な相談に対応するための体制の充実（外国人、若年者、男性、LGBT等当事者）と言及。 ○具体的な取組において、外国人、障がい者、高齢者、男性、LGBT等当事者の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実と言及。 |
| 計画名等 | 三重県教育ビジョン |
| 言及内容 | ○施策「人権教育の推進」において、学びやすい環境づくりとして、障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供や性的指向、性自認に関するきめ細かな対応等に言及。 |
| 計画名等 | 三重県いじめ防止基本方針 |
| 言及内容 | ○いじめの未然防止として、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめについては、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校として必要な配慮や対応を行うことを記載。 |
| 計画名等 | 人権教育ガイドライン |
| 言及内容 | ＜性的マイノリティの人権に係わる問題を解決するための教育＞ ○学校教育においては、性のあり方は多様であることを認識し、性的指向や性自認に係わる偏見にとらわれない子どもを育てることが求められていること、また、性的マイノリティを含め、すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりを進めることが必要であることなどに言及。 ○具体的に、教科学習等において性のあり方や家族形態を取扱う際には、様々なあり方や形態があることに触れることが大切であること、関連書籍を教室や保健室等におくことも重要であること、子どもからの相談を受けた場合、他の職員や保護者等との情報共有する必要がある場合は、本人の了承を得ることが大切などに言及。 |
| 計画名等 | 職場等におけるハラスメントの防止等に関する基本方針 |
| 言及内容 | ＜職場等におけるハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について＞ ○セクシュアル・ハラスメントに関する定義に関して、「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれることに言及。 |
| 計画名等 | 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 |
| 言及内容 | ＜第3章 第4次推進計画の取組 施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり 2 ユニバーサルデザインのまちづくり＞ |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>を進める仲間づくり (2) すべての人々の社会参加の促進【取組内容】></p> <p>○性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、だれもが自分らしく参画・活躍できる社会となるよう、平成29(2017)年12月に策定した「ダイバーシティみえ推進方針」とともに輝く、多様な社会へ」に基づき、県民の皆さんとともに取組を進めるための機運醸成などを図ることについて記載。</p> |
| <p>計画名等</p> <p>三重県地域福祉支援計画</p> <p><第4章 施策展開 推進項目4「生きづらさを抱える者(ひきこもり、自殺、犯罪をした者など)への支援」(8)「人権課題(多様な性のあり方)></p> <p>○施策の方向性として、性的指向や性自認が多様であることへの理解不足による差別や偏見があり、また男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約を受ける状況があることから、多様な性的指向や性自認について社会の理解促進を図ることを言及。</p> <p>○主な取組として、多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図るため、県民への啓発や研修に取り組むことと言及。</p> | <p>言及内容</p> |

(2) 県関係 LGBT等、性の多様性に関する具体的な取組について

- 啓発及び研修関係(令和元年度実施分)
 - ・県民向け啓発イベント(映画上映&トークセッション)
 - ・県民人権講座での講演会
 - ・企業人事採用担当者対象セミナー
 - ・児童養護施設等向け研修
 - ・人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座

など

○相談関係

- ・県男女共同参画センター「フレンデみえ」にて月1回の電話相談を実施(平成29年度から)
- ・LGBT相談人材育成などの事業実施(令和2年度)

など

○教育関係

- ・全県立学校に多様な性のあり方に関する学習促進資料を配付(平成29年度)
- ・全県立高校校長を対象とした講演会の実施(平成29年度)
- ・県立高校入試願書において性別欄を廃止(令和元年度)

など

○その他主な取組

- ・県職員採用試験申込書において性別欄を廃止(令和元年度)
- ・その他全庁における申請書類等の性別欄の廃止及び見直し(平成28年度から)
- ・職員ガイドライン作成、説明会及び職員研修会実施(平成31年度)
- ・職員人権研修等による職員ガイドラインの周知及び理解促進(令和元年度)
- ・「第2回みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」に採択した「トランスジェンダーの方を支援したい」という高校生の活動の支援(令和元年度)

など